

熊本県養護教諭研究会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「熊本県養護教諭研究会」と称する。(以下、「本会」という。)

(構成)

第2条 本会は、熊本県の国立・公立学校の養護教諭及び会長が認めた者をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、養護教諭相互の連絡・連携を図り養護教諭の職務等について研究し、養護教諭の資質や専門的力量を高め、学校保健の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。なお、事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

- 一 養護教諭の資質向上に関する事業
- 二 公益財団法人熊本県学校保健会との連携・協力
- 三 全国組織との連携・協力
- 四 養護教諭の職務等に関する調査・研究並びに情報交換
- 五 国並びに地方公共団体及び関係諸機関に対する要請及び建議
- 六 関係機関との連絡・連携・協力・情報の収集
- 七 その他本会の目的達成に必要な事業

(事務局)

第5条 本会の事務局を、会長の指定するところにおくこととする。

第2章 組 織

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 書 記 2名
- 4 会 計 1名
- 5 理 事 12名 (各地区より選出)
- 6 運営委員 3名 (理事の中から選出)
- 7 監 事 2名

第7条 役員を選考については別に定め、総会において承認する。

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

第9条 副会長は会長を補佐する。会長に事故ある時は、副会長がその職務を代行する。

第10条 書記は本会の文書作成及び記録に関わる事務にあたる。

第 11 条 会計は本会の会計に関わる事務にあたる。

第 12 条 理事は本会の事業の推進にあたる。

第 13 条 運営委員は理事会等の推進にあたる。

第 14 条 監事は本会の会計を監査し総会に報告する。

第 15 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。
任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職を行うものとする。

第 16 条 本会の目的を達成するために次の委員会を設置することができる。なお、各委員会の委員は、理事会において承認し、会長が委嘱する。

① 研究委員会

② 専門委員会

③ その他

2 研究委員会は、養護教諭の資質向上のための研修等の企画・運営にあたる。

3 専門委員会は、会の運営における諸問題を検討するために設置する。

4 その他、会長が必要と認めた時は特別委員会を設けることができる。

第 17 条 本会に顧問をおくことができる。

顧問は理事会において推薦し、総会の承認を得て会長が委嘱する。顧問は、会長の諮問に応じる。

第 3 章 会 議

第 18 条 会議は、四役会、運営委員会、理事会、総会とする。その他必要な会議は会長が招集する。

(総会)

第 19 条 定期総会は毎年開催し、会長がこれを招集する。但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

第 20 条 総会は次の事項を審議する。

一 事業報告及び計画

二 役員の選任

三 予算及び決算

四 会則の改正

五 その他必要な事項

第 21 条 総会は会員の 3 分の 1 以上の出席によって成立する。但し委任状による代理者の出席は出席とみなす。

2 総会の議事は、出席した会員の 2 分の 1 以上に達していれば、総会において承認を受けるものとする。可否同数の場合は、総会毎に選任する議長がこれを決定する。

(理事会)

第 22 条 理事会は、会長・副会長・書記・会計・各地区理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会は本会の運営に関する事項を審議し、本会の会務の円滑な運営を図る。

3 緊急審議事項に関しては、会員の下承を得て、理事会で決議することができる。

(運営委員会)

第 23 条 運営委員は理事の中から理事会において選任し、会長が招集し会の運営等について協議する。

第 4 章 会 計

第 24 条 本会の経費は、会費その他によるものとする。会費については理事会において提案し、総会において決定するものとする。

第 25 条 本会の予算及び決算は、総会において承認を得るものとする。

第 26 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日で終わる。

附則

この会則は、平成 20 年 6 月 20 日より施行する。

2 この会則は、平成 23 年 6 月 10 日より施行する。

3 この会則は、平成 24 年 6 月 15 日より施行する。

4 この会則は、令和 3 年 6 月 11 日より施行する。